

札幌市森林ボランティア活動促進要綱

平成 20 年 5 月 14 日
環境局 理事 決 裁

(目的)

第 1 条 市民による森林の自主的な保全活動(以下「森林ボランティア活動」という。)を促進することにより、市民との協働により森林を守り育て、もって市内の森林を良好な状態で継承していくためにこの要綱を定める。

(手続き)

第 2 条 市は、森林における森林ボランティア活動をしている、または活動しようとしている市民団体、森林ボランティア活動を希望する市民(以下「活動希望者」という。)、活動希望者を受け入れる団体(以下「受入団体」という。)を、この要綱に基づき登録し、この要綱で定める森林において、森林ボランティア活動を行うことを承認する。

(対象となる森林)

第 3 条 この要綱の対象となる森林(以下「対象森林」という。)は次のとおりとする。

- (1) 都市環境林
- (2) 市民の森
- (3) 特別緑地保全地区
- (4) その他札幌市の制度に指定されている森林

2 ただし第 1 項第 2 号及び第 3 号においては、土地所有者等の同意の得られた森林を対象とする。

(登録)

第 4 条 市は、対象森林における森林ボランティア活動をしている、またはしようとしている市民団体を森林ボランティア団体として登録するものとする。

2 森林ボランティア団体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 本要綱の目的に合致した森林ボランティア活動を行う団体(市民団体、学校、企業、自治会など)
- (2) 組織として規約の定めのある団体
- (3) 活動の目的や内容が非営利である団体
- (4) 5 名以上の構成員がいる団体

3 市は、活動希望者及び受入団体を登録するものとする。

4 活動希望者、受入団体は次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 活動希望者にあつては、市内に在住、在学または市内で活動している満 18 歳以上の者で、本要綱の目的に合致した森林ボランティア活動を行おうとする者。

(2) 受入団体にあつては、森林ボランティア団体として登録し、活動希望者の受入を行おうとする団体。

(登録の手続き)

第 5 条 前条第 1 項の登録を受けようとする市民団体は、森林ボランティア団体登録(変更)申請書(様式 1)を市に提出するものとする。

2 前項の申請書を受理した市は、審査を行い、前条第 2 項の基準に適合すると認めるときは、登録を決定し、森林ボランティア団体登録通知書(様式 2)により、申請者に通知するものとする。

3 登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、申請の内容に変更があったときは、森林ボランティア団体登録(変更)申請書を市に提出するものとする。

4 前条第 3 項の登録を受けようとする活動希望者は、森林ボランティア活動希望登録(変更)申込書(様式 3)を市に提出するものとする。

5 前項の申請書を受理した市は、審査を行い、前条第 4 項の要件に適合すると認めるときは、登録を決定し、森林ボランティア活動希望登録通知書(様式 4)により、申請者に通知するものとする。

6 登録を受けた活動希望者(以下「登録者」という。)は、申請の内容に変更があったときは、森林ボランティア希望登録(変更)申込書を市に提出するものとする。

7 前条第 3 項の登録を受けようとする受入団体は、森林ボランティア受入団体登録(変更)申請書(様式 5)を市に提出するものとする。

8 前項の申請書を受理した市は、審査を行い、前条第 4 項の要件に適合すると認めるときは、登録を決定し、森林ボランティア受入団体登録通知書(様式 6)により、申請者に通知するものとする。

9 登録を受けた受入団体(以下「登録受入団体」という。)は、申請の内容に変更があったときは、森林ボランティア受入団体登録(変更)申込書を市に提出するものとする。

(登録された活動希望者及び登録された受入団体の遵守事項)

第6条 登録された活動希望者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動に積極的に参加するよう努めること。
- (2) 受入団体の規律等を尊重し、その活動に協調し誠実に行動すること。
- (3) 活動に際しては、承認団体構成員の傷害及び第三者への損害のための保険に加入すること。

2 登録された受入団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録された活動希望者を積極的に受け入れること。
- (2) 登録された活動希望者を指導するものを適切に配置し、活動を行うこと。
- (3) 登録された活動希望者に森林ボランティア活動以外の活動を行わせないこと。
- (4) 登録された活動希望者を受け入れる際に、当該活動希望者が傷害及び第三者への損害のための保険に加入していることを確認すること。
- (5) 森林ボランティア活動における登録された活動希望者の氏名、活動内容等の記録を残すこと。

(登録情報の提供等)

第7条 市は、活動希望者及び受入団体の登録した情報を、登録された活動希望者及び登録された受入団体に提供するものとする。

2 活動希望者及び受入団体の登録情報の提供は、次により厳正に取り扱うものとする。

(1) 活動希望者及び受入団体の登録情報は、原則公表することとする。ただし、活動希望者及び受入団体が公表を希望しない部分については、この限りではない。

(2) 市は、登録情報について適正管理に努める。

(支援)

第8条 市は、次の各号に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 登録団体及び登録された受入団体の森林ボランティア活動に必要な用具の貸し出し
- (2) 登録団体及び登録された受入団体の森林ボランティア活動に関する専門家の派遣
- (3) 登録団体及び登録された活動希望者並びに登録された受入団体への森林ボランティア活動に関する情報の提供
- (4) 登録団体及び登録された活動希望者並びに登録された受入団体への森林ボランティア活動に関する研修を受講する機会等の提供
- (5) 登録団体及び登録された受入団体の森林ボランティア活動に関する会議場所の提供
- (6) その他森林ボランティア活動に関すること

(登録の取り消し)

第9条 市は、次の各号に該当する場合に登録を取り消すことができる。

- (1) 市が対象森林の管理上、著しく支障があると判断したとき。
- (2) 第4条第2項及び第4項に定める登録の基準を逸脱したとき。
- (3) 第6条に定める遵守事項を守らなかったとき。
- (4) 法令等に違反したとき。

(登録団体の活動)

第10条 登録団体は、対象森林において森林ボランティア活動を行おうとするときは、市の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする団体は、対象森林における森林ボランティア活動承認申請書(様式7)を市に提出するものとする。

3 市は、前項の申請書を受理したときは、対象森林の管理者の承認と土地所有者等から森林ボランティア活動同意書(様式8)に基づく同意を得たうえ、承認又は不承認を決定し、対象森林での森林ボランティア活動承認書(様式9)又は対象森林での森林ボランティア活動不承認書(様式10)により、申請者に通知するものとする。

4 第2項に規定する承認の申請は、1年間の森林ボランティア活動計画について承認をうけるものとして、森林ボランティア活動の開始前に行わなければならない。

5 第3項に規定する森林ボランティア活動同意書については、その内容が変わらない場合は省略することができる。

(森林ボランティア活動を承認する範囲)

第11条 森林ボランティア活動を承認する範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 草刈り、間伐、枯木・倒木の処理、植樹などの森林の保全活動及び活動により発生する間伐材等の活用
- (2) 森林の清掃、美化活動及びマナー等の啓発
- (3) 森林環境教育活動
- (4) 森林の生態系保全に関わる活動
- (5) その他森林の保全活動

(承認団体の遵守事項)

第12条 対象森林における森林ボランティア活動を承認された団体(以下「承認団体」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市に対し、森林ボランティア活動終了後速やかに森林ボランティア活動報告書(様式11)を提出するものとする。
- (2) 前号に定めるほか市が報告を求めたときは、その報告を怠ってはならない。
- (3) 活動内容は、森林ボランティア活動の承認範囲内であること。
- (4) 森林ボランティア活動に際しては、承認団体構成員の傷害及び第三者への損害のための保険に加入すること。
- (5) 営利を目的とする行為を行ってはならない。
- (6) 他の市民の利用を妨げる行為を行ってはならない。
- (7) 近隣住民の迷惑になる行為を行ってはならない。
- (8) 前号に定めるほか、市が対象森林の管理上、支障があると認める行為を行ってはならない。

(承認の取り消し)

第13条 市は、承認団体の森林ボランティア活動が次の各号のいずれかに該当する場合、その承認を取り消すことができる。

- (1) 市が対象森林の管理上、著しく支障があると判断したとき。
- (2) 森林ボランティア活動の承認範囲を逸脱したとき。
- (3) 前条に定める遵守事項を守らなかったとき。
- (4) 登録を取り消されたとき。

(原状復旧)

第14条 承認団体は、故意又は過失によって承認の範囲を逸脱して対象森林内の樹木等をき損したとき又は土地所有者に損害を与えたときは、自らが費用を負担して原状に復旧するものとする。

(自己責任の原則)

第15条 承認団体は、自らの責任で活動を行うものとし、作業中に生じた事故について市は、その責任を一切負わないものとする。

(用具の貸出)

第16条 第8条第1項第1号に規定する用具の貸し出しを受けようとする承認団体は、森林ボランティア活動用具貸出申請書(様式12)を市に提出するものとする。

2 前項の申請書を受理した市は、審査を行い、貸し出しを承認するときは、森林ボランティア活動用具貸出承認通知書(様式13)により、申請者に通知するものとする。

3 用具の貸し出しを受けた承認団体は、貸出用具をき損もしくは亡失したときは、市が定めるところによる費用を弁償するものとする。

(全体会議)

第17条 市は、登録団体、登録された活動希望者並びに登録された受入団体の参加による全体会議を開催することができる。

(事務の担当)

第18条 登録、活動並びに貸出に関する事務は当該対象森林の管理を所管する部署において行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年5月14日から施行する。